

確定申告 所得税・住民税の申告相談会

【標語】八島遼馬さん（県北中2年）
（平成29年度税に関する作品コンクール入賞作品）

3月4日(日)は申告相談を行います

期間 2月15日(日)から3月15日(日)（(日)を除く。）
 午前の部 午前9時から（受付：午前11時30分まで）
 午後の部 午後1時から（受付：午後4時30分まで）
 会場 観月台文化センター 3階 第1研修室

確定申告書（封筒）または町から送付された「所得申告相談について（案内はがき）等」の必要書類を持参し、期限内に申告してください。

☎ 税務課課税係 ☎ 585-2778 / 申告相談会場 ☎ 585-1083（申告相談開催期間のみ）

申告が必要な方

税務署からの確定申告書（封筒・はがき）および町からの「案内はがき」が届いていない場合でも、次に該当する方は申告が必要となります。

- ① 「農業、営業などの事業を営んでいる」「地代、家賃、配当などの所得がある」
- ② 「給与収入が2千万円を超える」「給与のほかにも所得がある」「2カ所以上から給与を貰っている」「年末調整ができなかった」
- ③ 「公共事業のために土地や建物を譲渡した」場合など

→次の方は「簡易申告書」を提出してください。

- ・無収入の方
- ・収入が遺族（障害）年金、雇用保険（失業給付金）に限る方

申告相談を経ることなく町申告会場または税務課（役場庁舎1階）に提出してください。

申告相談に お願する

- ① 混雑を避けるため、指定期日（1月下旬に各戸配布したチラシおよび町ホームページに掲載）に申告相談されますよう協力をお願いします。
- ② 会場（控室）に入場する際に、整理番号札を各自お取りいただき、順番となるまでお待ちください。なお、同番号札は次の2種類があり、ご自身の申告内容により選んでください。
 - a) 給与、年金等簡易な申告によるもの
 - b) 農業を含む事業所得等、上記a)以外のものすべて
- ③ 福島税務署（会場：ウィル福島アクティおろしまち [旧卸町会館]）で申告される方や税務署から案内のある方は、国見町で申告相談する必要はありません。また、ご自身で申告書を作成される方は、申告相談を受けることなく「郵送または持参」により申告書の提出が可能です。

ご確認ください マイナンバー

確定申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。マイナンバーのわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）と本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）を持参してください。

▼国税庁 HP



所得税確定申告の方法

各自可能な方法で余裕を持って申告してください。

- 1 国見町の相談会場において、職員による申告相談を受けてください。または、会場内「確定申告書等作成コーナー」を利用ください。年金、給与に限りパソコン操作支援が可能です。
- 2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）により、インターネット環境を利用して申告が可能です。会場に出向くことなく申告相談会場開設前から、原則24時間利用できます。インターネットによる申告のため、郵送の手間が要りません。
 - ※個人番号カードとICカードリーダーが必要です。ICカードリーダーは電器店で求めください。
 - ※電子申告ではなく、作成・出力した申告書を提出することも可能です。
 - ☎ e-Tax 作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901（午前9時から午後8時、平日および期間中の日曜日）
- 3 税務署が開設する申告相談会場『ウィル福島』での申告
 - ・期間 2月16日(金)から3月15日(日)（(日)を除く。2月18日(日)と2月25日(日)は開設します）
 - ・時間 午前9時30分から午後4時
 - ・会場 ウィル福島 アクティおろしまち（旧卸町会館：福島市鎌田字卸町10-1）
会場開設前は、税務署内を含め申告相談会場を設置していません。
 - ※申告相談会場は大変混雑しますので、開設時間内に申告書を作成できるように、午後3時前の来場にご協力ください。会場の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。
 - ☎ 福島税務署 ☎ 534-3121（代表） ※自動音声案内で「0」番を選択してください。
- 4 郵送・持参による提出
 - ・提出先 福島税務署または国見町税務課
 - ※福島税務署へ持参提出される場合、税務署玄関前の文書収受箱への投函が可能です。
 - ※国見町申告相談会場への持参提出も可能です。その際、相談は不要です。
- 5 東北税理士会福島支部主催の『確定申告および税の無料相談会』が開催されます。申告書は、別途税務署または町に提出してください。

- ① 福島市駅前会場
 - ・日時 2月23日(金)・24日(土) 午前10時から午後4時
 - ・会場 ユニックスビル8階（福島市栄町6-6）
 - ② サンライフ福島会場
 - ・日時 2月23日(金) 午前10時から午後4時
 - ・会場 サンライフ福島（福島市北矢野目字檀ノ腰6-16）
 - ③ 福島税務相談所
 - ・日時 2月16日(金)から3月12日(日) 午前9時30分から午後4時（(日)・2月23日(金)を除く）
 - ・会場 福島県税理士会館内（福島市森合町14-29）
- ☎ 東北税理士会福島支部 ☎ 534-3904



税務署から確定申告のお知らせ

<p>申告と納税</p> <p>所得税及び復興特別所得税・贈与税 平成30年3月15日(日)まで</p> <p>消費税及び地方消費税(個人事業者) 平成30年4月2日(日)まで</p>	<p>医療費控除の改正</p> <p>領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。5年保存</p> <p>領収書は自宅での添付が必要となりました。</p> <p>「医療費控除の明細書」は、確定申告書作成コーナーで作成できます。</p>	<p>確定申告書の作成</p> <p>作成コーナー</p> <p>国税庁ホームページから申告書を作成</p> <p>ネットで送信 (e-Tax)</p> <p>プリントアウトして送付</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------